

平成 25 年 2 月

休職制度について

【質問】

最近、体調が悪くなくて病院で診断してもらったところ、しばらく仕事を休んで治療した方が良いと言われました。休んでいる間は有給休暇を使おうと思っています。有給休暇を使いきっても回復しないときは欠勤することになります。欠勤が長くなると会社を辞めさせられるのではないかと心配です。休職制度について教えてほしい。

【答え】

従業員が私傷病等により働けなくなった場合に、会社を辞めることなく雇用関係を維持したまま、一定期間休ませて働くことを免除することを「休職」といいます。

休職については、法律に定めがありませんので必ず設けなければならないものではありません。したがって会社ごとに制度の有無、内容は異なります。

会社に休職制度がある場合は就業規則に休職事由や休職期間、休職期間中の労働条件、休職期間満了後の取り扱いなどが定められています。（就業規則の相対的記載事項）

休職制度には休職事由によって「私傷病によるとき」「公職についた場合」「労働組合の専従に就いたとき」「他社へ出向している期間」などがあります。

相談者のように私傷病で相当期間において欠勤しなければならない場合、会社に休職制度があれば「私傷病による休職」が認められますのですぐに辞めさせられることはありません。

私傷病による休職は会社が従業員の復職可能かどうかを見極めることを目的とするもので解雇を猶予した制度です。したがって休職期間中に私傷病が回復すると復職できますが、休職期間が満了しても私傷病が回復しないときは解雇または退職になります。

もしも会社に休職制度が無い場合は、すぐに辞めるという結論を出すのではなく、傷病の程度や回復の見込み等の状況を伝え、今後の働き方について会社に相談してみましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ・会社の休職制度の有無について確認しましょう。
- ・会社の就業規則で休職事由、休職期間中の労働条件、期間満了後の取扱いなどについて確認しましょう。